

**令和5年度地域連携促進事業及び事業継続等に係る連携支援業務
提案説明書**

1 業務名

令和5年度地域連携促進事業及び事業継続等に係る連携支援業務

2 本書の目的

本書は、札幌市が実施する「令和5年度地域連携促進事業及び事業継続等に係る連携支援業務」の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務の目的

NPOを地域に紹介・派遣することを通じて地域で活動する意識を深めるとともに地域と良好に連携できるスキルの習得や向上を図る。また、NPOが地域と連携して実施している連携事業の継続やレベルアップにかかる調査や支援を行う。

(2) 予算規模

3,150,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

※この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(3) 履行期間

契約締結日～令和6年3月31日

4 業務内容

別添「仕様書」による。

※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、実際の契約にあたって本企画競争での提案内容やその後の協議により内容を調整する場合がある。

5 参加資格

次の条件のいずれをも満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 令和4年度～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの企画競争に参加しようとする者は、別途指定する書類を提出すること。これをもとに市民文化局市民自治推進室において、名簿登録に係る資格要件と同等の審査を行った上で参加資格を判断する。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされてい

る者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市内に本店または支店等を有していること。
- (6) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

6 企画競争実施に係るスケジュール

公募開始	令和5年5月15日（月）
質問の受付期限	令和5年5月23日（火）
企画競争参加意向申出書等の提出期限	令和5年5月29日（月）15時必着
企画提案書等の提出期限	令和5年6月6日（火）15時必着
審査・プレゼンテーション	令和5年6月14日（水）午前
契約候補者の決定及び契約締結	令和5年6月下旬

7 提出書類

本業務に係る様式は、「14 問い合わせ先」のホームページにアクセスして入手すること。<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/np/puropo-zaru30.html>

- (1) 企画競争参加意向申出書（様式1）
- (2) 札幌市競争入札参加資格を有することを証する書類
- (3) 企画提案者概要書（様式2）
- (4) 企画提案書（A4判 本文10頁以内 表紙1頁以内）

仕様書「3 業務の内容」に係る以下の項目を網羅する内容とすること。

ア NPOと地域とのマッチング業務

研修内容、PR方法、マッチングの手法など

イ 事業継続等に係る連携支援業務

具体的な調査や支援方法など

ウ その他

人員体制、業務スケジュール、効果など別添「企画競争の評価方法」を踏まえ

て作成すること。

※実際に実施する内容は、提案いただいた内容をもとに、札幌市と選定された契約候補者が協議した上で、札幌市が決定することとする。

(5) 経費積算書

※積算根拠が分かるように作成すること。なお、本積算額は、企画提案が選定された提出者との契約額を確約するものではない。

【名簿に登録されていない場合】

(6) 法人登記事項証明書(本参加意向申出書提出日から3か月前の日以降に交付された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。写し可)

(7) 申出書(参考様式)

(8) 納税証明書(本参加意向申出書提出日から3か月前の日以降に交付された市区町村税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書。写し可)

(9) 直前2期分の貸借対照表及び損益計算書(写し可)

8 提出方法

(1) 提出部数

ア 企画競争参加意向申出書(様式1): 1部

イ 企画提案者概要(様式2): 正本1部、副本8部

ウ 札幌市競争入札参加資格を有することを証する書類: 1部

エ 企画提案書: 正本1部、副本8部

オ 経費内訳書: 正本1部、副本8部

カ 名簿に登載されていない場合の提出書類: 1部

(2) 提出期限

ア 令和5年5月29日(月)15時必着の書類

(ア) 企画競争参加意向申出書(様式1)

(イ) 企画提案者概要書(様式2)

(ウ) 札幌市競争入札参加資格を有することを証する書類

※名簿に登録されていない場合は「7提出書類の(6)～(9)」の書類を提出(参加資格の審査を行い、不合格の場合は、令和5年5月31日(水)までに結果を連絡する。)

※申出書の提出が無い者からの企画提案は受け付けない。

イ 令和5年6月6日(火)15時必着の書類

(ア) 企画提案書

(イ) 経費内訳書

(3) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階
札幌市市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課 担当: 今岡・近江
電話: 011-211-2964 FAX: 011-218-5156

(4) 提出方法

上記提出先に直接持ち込むか、郵送により提出すること。なお、本提出書類は郵便法で規定される「信書」に当たることから、発送方法に留意すること。

9 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書（様式3）」により電子メールで提出するものとする。表題には【令和5年度地域連携促進事業及び事業継続等に係る連携支援業務】と記載すること。なお、質問要旨と回答は、原則、ホームページに掲載するが、内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者にのみ回答する。

(1) 質問の受付期間

令和5年5月15日（月）～ 令和5年5月23日（火）17時

(2) 質問の送付先電子メールアドレス

shimin-support@city.sapporo.jp

10 企画選定方法

(1) 選定方法

選定は、札幌市の関係部局の職員、外部有識者からなる「令和年度地域連携促進事業及び事業継続等に係る連携支援業務企画競争実施委員会」において、提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査・評価し、契約候補者を決定する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 日時・場所

令和5年6月14日（水）午前

札幌市役所本庁舎13階1号会議室

※開始時刻は、別途連絡する。

※指定した日時にプレゼンテーションに参加できない場合は、事情の如何にかかわらず失格とする。

イ 内容

各社10～15分程度でプレゼンテーションを実施し、その後ヒアリング（質疑）を行う。説明員は、1社あたり2名以内とする。追加資料の配布やプロジェクター等の使用はできない。

(3) 評価の方法

別添「企画競争の評価方法」のとおり。

(4) 選定結果の通知方法

選定結果は、決定次第、企画提案者全員に書面で通知する。

(5) 評価についての疑義申立て

参加者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により疑義の申立てを行うことができる。

11 企画競争参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ウ 実施要領に違反すると認められる場合
- エ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

(2) 企画提案は1参加者あたり1件とする。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

(4) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 費用負担

企画提案に係る一切の経費は企画提案者の負担とする。

(6) 企画提案書の提出後の辞退

企画提案書の提出後に辞退する場合は、**令和5年6月2日（金）17時までに、辞退届**（様式任意）を持参又は郵送により提出すること。

(7) 著作権等

- ア 企画提案書の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- ウ 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

- エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- オ 提出された企画提案書その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

12 委託契約締結にあたっての留意事項

- (1) 業務委託契約については、審査の結果、総合点の最も高い企画提案者を契約候補者とし、所定の手続きを経て札幌市と随意契約を締結するものとする（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「競争入札に適しない契約」に該当）。なお、選定した契約候補者と札幌市との間で行う協議が整わない場合、次に点数の高い企画提案者と交渉する場合がある。
- (2) 契約の際には企画競争実施委員の意見を参考に具体的な委託内容について調整する場合がある。
- (3) 契約締結時点で、地方自治法施行令第167条の4に該当した場合、入札参加資格停止措置を受けた場合又は暴力団関係者となった場合には、契約を締結しない場合がある。
- (4) 契約の締結に際し、契約者は、札幌市契約規則第24条により、その履行を保証するために契約保証金を納めることとする。ただし、札幌市契約規則第25条により納付を免除することがある。
- (5) 事業の実施にあたり、法令の許認可手続きが必要なものは、受託者において、確実に手続きを行い、許可書等の写しを札幌市に提出すること。
- (6) 本業務の実施に当たり、市民等の参加者から費用を徴収しないこと。
- (7) 契約に際して、別記「個人情報取扱安全管理基準」を満たしていない場合には、契約を締結しない場合がある。

13 業務の継続が困難となった場合の措置

札幌市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合
受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、札幌市は契約の解除ができることとします。この場合、札幌市に生じた損害は、受託者が賠償

するものとしします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、札幌市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、受託者は、業務継続の可否について、札幌市と協議するものとしします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとしします。(1) 業務の履行に当たっては、運営体制や担当者等の氏名など、事前に札幌市に報告すること（様式は問わない）。

14 本件に係る問い合わせ先（事務局）

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 13階

札幌市市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課 担当：今岡・近江
電話 (011) 211-2964 FAX (011) 218-5156

メールアドレス：shimin-support@city.sapporo.jp

(メールでのお問い合わせの際は、件名に「令和5年度地域連携促進事業及び事業継続等に係る連携支援業務」と記載してください。)